

## 監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査並びに同条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成30年11月28日

山形市監査委員	玉田芳和
同	村山秀幸
同	斎藤武弘
同	斉藤栄治

### 記

#### 1 定例監査

##### (1) 監査の対象部課等

環境部                      ごみ減量推進課  
まちづくり推進部      都市政策課、管理住宅課

##### (2) 監査の期間

平成30年10月2日から平成30年11月26日まで

##### (3) 監査の範囲

平成29年度の事務事業の執行状況

##### (4) 監査の方法

監査の対象部課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

##### (5) 監査の結果

別記1のとおり

## 2 財政援助団体等監査

### (1) 監査の対象団体等

監査対象団体	所管部課	監査対象とした項目及び金額
公益財団法人 山形市体育協会	教育委員会 スポーツ保 健課	山形市体育協会補助金 2,265,000 円 山形市総合スポーツセンター等指定管理料 408,231,000 円 山形市球技場指定管理料 6,500,000 円

### (2) 監査の期間

平成30年10月17日から平成30年11月26日まで

### (3) 監査の範囲

平成29年度の財政援助等に係る団体の出納その他の事務事業の執行状況及び所管部課の事務の執行状況

### (4) 監査の方法

監査の対象団体及び所管部課から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

### (5) 監査の結果

別記2のとおり

別記 1

定例監査結果

部課等名	監査の結果
環境部	指摘する事項はなかった。
まちづくり推進部	指摘する事項はなかった。

## 財政援助団体等監査結果

団体及び所管部課名	監査の結果
公益財団法人山形市体育協会 教育委員会スポーツ保健課	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 体育協会補助金の実績報告において、交付申請書で計画した事業を実施していないが、実績報告書の収支計算書及び事業報告書に記載しているものがあった。（公益財団法人山形市体育協会）</li><li>2 総合スポーツセンター等及び球技場の指定管理業務において、年次事業報告書の収支決算書が理事会で承認した団体の決算書と相違している。（公益財団法人山形市体育協会）</li><li>3 総合スポーツセンター等の施設管理において、消防法施行規則に定める回数の消防訓練を実施していないものがあつた。（公益財団法人山形市体育協会）<ul style="list-style-type: none"><li>・ みなみ市民プール</li></ul></li><li>4 球技場の利用料金徴収事務において、利用料金（照明設備等使用料）の算定を誤ったことにより、少ない額で徴収しているものがあつた。（公益財団法人山形市体育協会）</li></ol>